

○厚生労働省告示第百八十号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成三十年厚生労働省令第三十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件等の一部を改正する告示

（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部改正）

第一条 労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和三十五年労働省告示第十号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働者災害補償保険  
介護補償給付  
介護給付  
支給請求書

標準字体  
0123456789  
アカサタナハマヤラワ  
イキシニヒミリン  
ウクスツヌフムユル  
エケセテネヘメレ  
オコソトノホモヨロ

○濁点、半濁点は一文字として書いてください。  
(例) カ<sup>ハ</sup>。

様式第十六号の二の二(表面)を次のように改める。

Form with multiple sections: ①管轄局署, ②受付年月日, ③特別コード, ④介護料区分, ⑤年金証書番号, ⑥氏名(カタカナ), ⑦(ホ)請求対象年月, ⑧(ハ)費用を支出して介護を受けた日数, ⑨(ト)介護に要する費用として支出した費用の額, ⑩(ハ)介護に従事した者, ⑪親族, ⑫友人・知人, ⑬看護師・家政婦又は看護補助者, ⑭施設職員, ⑮(ホ)請求対象年月, ⑯(ハ)費用を支出して介護を受けた日数, ⑰(ト)介護に要する費用として支出した費用の額, ⑱(ハ)介護に従事した者, ⑲親族, ⑳友人・知人, ㉑看護師・家政婦又は看護補助者, ㉒施設職員, ⑳(ホ)請求対象年月, ㉓(ハ)費用を支出して介護を受けた日数, ㉔(ト)介護に要する費用として支出した費用の額, ㉕(ハ)介護に従事した者, ㉖親族, ㉗友人・知人, ㉘看護師・家政婦又は看護補助者, ㉙施設職員, 振込を希望する金融機関の名称, 口座名義人, ※金融機関コード, (チ)預(貯)金の種別, 口座番号(左詰め), 口座名義人(カタカナ), (リ)介護を受けた場所等, (ヌ)添付する書類, 介護に要した費用の額の証明書(通)

(注意) 一、□□□で表示された枠以下、「記入枠」という。ここに記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取りを行いますので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。  
二、記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲んでください。(ただし、欄については該当番号を記入してください。)  
三、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式の右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみださないように大きめにカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載してください。

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します。)  
◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。折り曲げる場合には(▲)の所を谷に折りさらに2つ折りしてください。

上記より 介護補償給付 の支給を 円 ー ー 電話( ) ー  
介護給付 請求します。  
年 月 日 住所.....  
請求人の ( ) 方  
氏名..... 印.....  
労働基準監督署長 殿

[介護の事実に関する申立て] 私は、上記(リ)及び(ヌ)のとおり介護に従事したことを申し立てます。  
住所..... 氏名..... 電話番号.....  
印.....

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正)

第二条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二百三十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	前
1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。)第三条第一号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号。以下「学校規則」という。)第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省令第三号)第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。	1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。)第三条第一号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号。以下「学校規則」という。)第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省令第三号)第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。	1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。)第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省令第二号。以下「学校規則」という。)第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省令第三号)第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。	1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。)第三条第一号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号。以下「学校規則」という。)第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省令第三号)第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。
13 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する介護老人保健施設、介護医療院及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サードサービス事業のうち介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サードサービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防防支援助事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防防支援助事業	13 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する介護老人保健施設、介護医療院及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サードサービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サードサービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防防支援助事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防防支援助事業	13 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サードサービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サードサービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防防支援助事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防防支援助事業	13 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サードサービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サードサービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防防支援助事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防防支援助事業
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)

第三條 指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者の一部改正)

第三條 指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者(平成四年厚生省告示第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後	前
一〇八 (略)	一〇八 (略)	一〇八 (略)	一〇八 (略)
九 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(病院、診療所、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院を現に開設しているもの又は指定訪問看護の事業を現に行っているものに限る。)	九 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(病院、診療所、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院を現に開設しているもの又は指定訪問看護の事業を現に行っているものに限る。)	九 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(病院、診療所、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院を現に開設しているもの又は指定訪問看護の事業を現に行っているものに限る。)	九 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(病院、診療所若しくは介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を現に開設しているもの又は指定訪問看護の事業を現に行っているものに限る。)
十〇三 (略)	十〇三 (略)	十〇三 (略)	十〇三 (略)

(厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部改正)

第四条 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成十一年厚生省告示第九十三号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後	前
11 認知症老人徘徊感知機器	11 認知症老人徘徊感知機器	11 認知症老人徘徊感知機器	11 認知症老人徘徊感知機器
12・13 (略)	12・13 (略)	12・13 (略)	12・13 (略)

(傍線部分は改正部分)

(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第五條 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<b>別表</b> 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～6 (略) 7 通所リハビリテーション費 イ 通常規模型リハビリテーション費 (1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合 (一) 要介護1 329単位 (二) 要介護2 358単位 (三) 要介護3 388単位 (四) 要介護4 417単位 (五) 要介護5 448単位 (2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合 (一) 要介護1 343単位 (二) 要介護2 398単位 (三) 要介護3 455単位 (四) 要介護4 510単位 (五) 要介護5 566単位 (3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 (一) 要介護1 444単位 (二) 要介護2 520単位 (三) 要介護3 596単位 (四) 要介護4 693単位 (五) 要介護5 789単位 (4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合 (一) 要介護1 508単位 (二) 要介護2 595単位 (三) 要介護3 681単位 (四) 要介護4 791単位 (五) 要介護5 900単位 (5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合 (一) 要介護1 576単位 (二) 要介護2 688単位 (三) 要介護3 799単位	<b>別表</b> 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～6 (略) 7 通所リハビリテーション費 イ 通常規模型リハビリテーション費 (1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合 (一) 要介護1 329単位 (二) 要介護2 358単位 (三) 要介護3 388単位 (四) 要介護4 417単位 (五) 要介護5 448単位 (2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合 (一) 要介護1 343単位 (二) 要介護2 398単位 (三) 要介護3 455単位 (四) 要介護4 510単位 (五) 要介護5 566単位 (3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 (一) 要介護1 444単位 (二) 要介護2 520単位 (三) 要介護3 596単位 (四) 要介護4 693単位 (五) 要介護5 789単位 (4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合 (一) 要介護1 508単位 (二) 要介護2 595単位 (三) 要介護3 681単位 (四) 要介護4 791単位 (五) 要介護5 900単位 (5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合 (一) 要介護1 576単位 (二) 要介護2 688単位 (三) 要介護3 799単位

(四) 要介護 4	930単位
(五) 要介護 5	1,060単位
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	667単位
(二) 要介護 2	797単位
(三) 要介護 3	924単位
(四) 要介護 4	1,076単位
(五) 要介護 5	1,225単位
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	712単位
(二) 要介護 2	849単位
(三) 要介護 3	988単位
(四) 要介護 4	1,151単位
(五) 要介護 5	1,310単位
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	323単位
(二) 要介護 2	354単位
(三) 要介護 3	382単位
(四) 要介護 4	411単位
(五) 要介護 5	441単位
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	337単位
(二) 要介護 2	392単位
(三) 要介護 3	448単位
(四) 要介護 4	502単位
(五) 要介護 5	558単位
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	437単位
(二) 要介護 2	512単位
(三) 要介護 3	587単位
(四) 要介護 4	682単位
(五) 要介護 5	777単位
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	498単位
(二) 要介護 2	583単位
(三) 要介護 3	667単位
(四) 要介護 4	774単位
(五) 要介護 5	882単位
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	556単位
(二) 要介護 2	665単位

(四) 要介護 4	930単位
(五) 要介護 5	1,060単位
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	667単位
(二) 要介護 2	797単位
(三) 要介護 3	924単位
(四) 要介護 4	1,076単位
(五) 要介護 5	1,225単位
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	712単位
(二) 要介護 2	849単位
(三) 要介護 3	988単位
(四) 要介護 4	1,151単位
(五) 要介護 5	1,310単位
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	323単位
(二) 要介護 2	354単位
(三) 要介護 3	382単位
(四) 要介護 4	411単位
(五) 要介護 5	441単位
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	337単位
(二) 要介護 2	392単位
(三) 要介護 3	448単位
(四) 要介護 4	502単位
(五) 要介護 5	558単位
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	437単位
(二) 要介護 2	512単位
(三) 要介護 3	587単位
(四) 要介護 4	682単位
(五) 要介護 5	777単位
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	498単位
(二) 要介護 2	583単位
(三) 要介護 3	667単位
(四) 要介護 4	774単位
(五) 要介護 5	882単位
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	556単位
(二) 要介護 2	665単位

(三) 要介護3	772単位
(四) 要介護4	899単位
(五) 要介護5	1,024単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	650単位
(二) 要介護2	777単位
(三) 要介護3	902単位
(四) 要介護4	1,049単位
(五) 要介護5	1,195単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	688単位
(二) 要介護2	820単位
(三) 要介護3	955単位
(四) 要介護4	1,111単位
(五) 要介護5	1,267単位
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅲ)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
(一) 要介護1	316単位
(二) 要介護2	346単位
(三) 要介護3	373単位
(四) 要介護4	402単位
(五) 要介護5	430単位
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
(一) 要介護1	330単位
(二) 要介護2	384単位
(三) 要介護3	437単位
(四) 要介護4	491単位
(五) 要介護5	544単位
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	426単位
(二) 要介護2	500単位
(三) 要介護3	573単位
(四) 要介護4	666単位
(五) 要介護5	759単位
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	480単位
(二) 要介護2	563単位
(三) 要介護3	645単位
(四) 要介護4	749単位
(五) 要介護5	853単位

(三) 要介護3	772単位
(四) 要介護4	899単位
(五) 要介護5	1,024単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	650単位
(二) 要介護2	777単位
(三) 要介護3	902単位
(四) 要介護4	1,049単位
(五) 要介護5	1,195単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	688単位
(二) 要介護2	820単位
(三) 要介護3	955単位
(四) 要介護4	1,111単位
(五) 要介護5	1,267単位
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅲ)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
(一) 要介護1	316単位
(二) 要介護2	346単位
(三) 要介護3	373単位
(四) 要介護4	402単位
(五) 要介護5	430単位
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
(一) 要介護1	330単位
(二) 要介護2	384単位
(三) 要介護3	437単位
(四) 要介護4	491単位
(五) 要介護5	544単位
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	426単位
(二) 要介護2	500単位
(三) 要介護3	573単位
(四) 要介護4	666単位
(五) 要介護5	759単位
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	480単位
(二) 要介護2	563単位
(三) 要介護3	645単位
(四) 要介護4	749単位
(五) 要介護5	853単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	537単位
(二) 要介護2	643単位
(三) 要介護3	746単位
(四) 要介護4	870単位
(五) 要介護5	991単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	626単位
(二) 要介護2	750単位
(三) 要介護3	870単位
(四) 要介護4	1,014単位
(五) 要介護5	1,155単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	664単位
(二) 要介護2	793単位
(三) 要介護3	922単位
(四) 要介護4	1,075単位
(五) 要介護5	1,225単位

注1～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注10を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

10～20 (略)

二～へ (略)

8～11 (略)

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	537単位
(二) 要介護2	643単位
(三) 要介護3	746単位
(四) 要介護4	870単位
(五) 要介護5	991単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	626単位
(二) 要介護2	750単位
(三) 要介護3	870単位
(四) 要介護4	1,014単位
(五) 要介護5	1,155単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	664単位
(二) 要介護2	793単位
(三) 要介護3	922単位
(四) 要介護4	1,075単位
(五) 要介護5	1,225単位

注1～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注10を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

10～20 (略)

二～へ (略)

8～11 (略)

(指定施設カーヒラス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第八表 指定施設カーヒラス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第111号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>別表</b> 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス費 イ 介護福祉施設サービス費（1日につき） (1) 介護福祉施設サービス費 (一) 介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 557単位 b 要介護2 625単位 c 要介護3 695単位 d 要介護4 763単位 e 要介護5 829単位 (二) 介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 557単位 b 要介護2 625単位 c 要介護3 695単位 d 要介護4 763単位 e 要介護5 829単位 (2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費 (一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 659単位 b 要介護2 724単位 c 要介護3 794単位 d 要介護4 859単位 e 要介護5 923単位 (二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 659単位 b 要介護2 724単位 c 要介護3 794単位 d 要介護4 859単位 e 要介護5 923単位 ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき） (1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (一) ユニット型介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 636単位 b 要介護2 703単位 c 要介護3 776単位 d 要介護4 843単位 e 要介護5 910単位 (二) ユニット型介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 636単位 b 要介護2 703単位	<b>別表</b> 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス費 イ 介護福祉施設サービス費（1日につき） (1) 介護福祉施設サービス費 (一) 介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 557単位 b 要介護2 625単位 c 要介護3 695単位 d 要介護4 763単位 e 要介護5 829単位 (二) 介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 557単位 b 要介護2 625単位 c 要介護3 695単位 d 要介護4 763単位 e 要介護5 829単位 (2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費 (一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 659単位 b 要介護2 724単位 c 要介護3 794単位 d 要介護4 859単位 e 要介護5 923単位 (二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 659単位 b 要介護2 724単位 c 要介護3 794単位 d 要介護4 859単位 e 要介護5 923単位 ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき） (1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (一) ユニット型介護福祉施設サービス費(I) a 要介護1 636単位 b 要介護2 703単位 c 要介護3 776単位 d 要介護4 843単位 e 要介護5 910単位 (二) ユニット型介護福祉施設サービス費(II) a 要介護1 636単位 b 要介護2 703単位



<p>c 要介護 3 776単位</p> <p>d 要介護 4 843単位</p> <p>e 要介護 5 910単位</p> <p>(2) ユニツト型経過の小規模介護福祉施設サービス費</p> <p>(一) ユニツト型経過の小規模介護福祉施設サービス費(1)</p> <p>a 要介護 1 730単位</p> <p>b 要介護 2 795単位</p> <p>c 要介護 3 866単位</p> <p>d 要介護 4 931単位</p> <p>e 要介護 5 995単位</p> <p>(二) ユニツト型経過の小規模介護福祉施設サービス費(II)</p> <p>a 要介護 1 730単位</p> <p>b 要介護 2 795単位</p> <p>c 要介護 3 866単位</p> <p>d 要介護 4 931単位</p> <p>e 要介護 5 995単位</p> <p>注 1～12 (略)</p> <p>13 認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。</p> <p>14～18 (略)</p> <p>ハ～ラ (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>c 要介護 3 776単位</p> <p>d 要介護 4 843単位</p> <p>e 要介護 5 910単位</p> <p>(2) ユニツト型経過の小規模介護福祉施設サービス費</p> <p>(一) ユニツト型経過の小規模介護福祉施設サービス費(1)</p> <p>a 要介護 1 730単位</p> <p>b 要介護 2 795単位</p> <p>c 要介護 3 866単位</p> <p>d 要介護 4 931単位</p> <p>e 要介護 5 995単位</p> <p>(二) ユニツト型経過の小規模介護福祉施設サービス費(II)</p> <p>a 要介護 1 730単位</p> <p>b 要介護 2 795単位</p> <p>c 要介護 3 866単位</p> <p>d 要介護 4 931単位</p> <p>e 要介護 5 995単位</p> <p>注 1～12 (略)</p> <p>13 認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。</p> <p>14～18 (略)</p> <p>ハ～ラ (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	--

(介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付の一部改正)

第七条 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付(平成十二年厚生省告示第五十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>一七七 (略)</p> <p>八 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第四条に規定する指定訪問介護をいう。)及び指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービス)の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)並びに指定事業者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。)により行われる当該指定に係る第一号訪問事業(介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業をいう。)に係る介護の給付</p>	<p>一七七 (略)</p> <p>八 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第四条に規定する指定訪問介護をいう。)、指定介護予防訪問介護(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四号)附則第二条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。)、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス)の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下指定地域密着型サービス基準)と(いう。))第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。))及び指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービス基準第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。))並びに指定事業者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。))により行われる当該指定に係る第一号訪問事業(介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業をいう。))に係る介護の給付</p>

別表第一

第八條 (要介護認定等基準時間の推計の方法の一部改正)  
別表第一を次のように改める。

調査は、調査対象者が通常の状態(調査可能な状態)であるときに実施して下さい。本人が風邪をひいて高熱を出している等、通常の状態でない場合は再調査を行って下さい。

保険者番号 \_\_\_\_\_ 被保険者番号 \_\_\_\_\_

認定調査票(概況調査)

I 調査実施者(記入者)

実施日時	平成 年 月 日	実施場所	自宅内・自宅外( )	
ふりがな			所属機関	
記入者氏名				

II 調査対象者

過去の認定	初回・2回以降 (前回認定 年 月 日)	前回認定結果	非該当・要支援( )・要介護( )	
ふりがな			性別	男・女
対象者氏名			生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日( 歳)
現住所	〒 —		電 話	— —
家族等 連絡先	〒 — 氏名( )調査対象者との関係( )		電 話	— —

III 現在受けているサービスの状況についてチェック及び頻度を記入してください。

在宅利用 [認定調査を行った月のサービス利用回数を記入。(介護予防)福祉用具貸与は調査日時点の、特定(介護予防)福祉用具販売は過去6月の品目数を記載]	
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問介護(ホームヘルプ)・訪問型サービス 月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)福祉用具貸与 品目
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問入浴介護 月 回	<input type="checkbox"/> 特定(介護予防)福祉用具販売 品目
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問看護 月 回	<input type="checkbox"/> 住宅改修 あり・なし
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問リハビリテーション 月 回	<input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)居宅療養管理指導 月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)認知症対応型通所介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)通所介護(デイサービス)・通所型サービス 月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)小規模多機能型居宅介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)通所リハビリテーション(デイケア) 月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)認知症対応型共同生活介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ) 月 日	<input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)短期入所療養介護(老健・診療所) 月 日	<input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)特定施設入居者生活介護 月 日	<input type="checkbox"/> 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護 月 回
<input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 月 日	
<input type="checkbox"/> 市町村特別給付 [ ]	
<input type="checkbox"/> 介護保険給付外の在宅サービス [ ]	

施設利用	施設連絡先
<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護適用施設(グループホーム) <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護適用施設(ケアハウス等) <input type="checkbox"/> 医療機関(医療保険適用療養病床) <input type="checkbox"/> 医療機関(療養病床以外) <input type="checkbox"/> その他の施設	施設名 _____  郵便番号 — 施設住所 _____  電話 — —

IV 調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境(外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無)、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

--

調査日 年 月 日 保険者番号 被保険者番号

認定調査票(基本調査)

1-1 麻痺等の有無について、あてはまる番号全てに○印をつけてください。(複数回答可)

1. ない	2. 左上肢	3. 右上肢	4. 左下肢	5. 右下肢	6. その他(四肢の欠損)
-------	--------	--------	--------	--------	---------------

1-2 拘縮の有無について、あてはまる番号全てに○印をつけてください。(複数回答可)

1. ない	2. 肩関節	3. 股関節	4. 膝関節	5. その他(四肢の欠損)
-------	--------	--------	--------	---------------

1-3 寝返りについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

1-4 起き上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

1-5 座位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 自分の手で支えればできる	3. 支えてもらえればできる	4. できない
--------	-----------------	----------------	---------

1-6 両足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支えなしでできる	2. 何か支えがあればできる	3. できない
-------------	----------------	---------

1-7 歩行について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

1-8 立ち上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

1-9 片足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支えなしでできる	2. 何か支えがあればできる	3. できない
-------------	----------------	---------

1-10 洗身について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない	2. 一部介助	3. 全介助	4. 行っていない
-------------	---------	--------	-----------

1-11 つめ切りについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない	2. 一部介助	3. 全介助
-------------	---------	--------

1-12 視力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 普通(日常生活に支障がない)
2. 約1m離れた視力確認表の図が見える
3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える
4. ほとんど見えない
5. 見えているのか判断不能

1-13 聴力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 普通
2. 普通の声がやっと聞き取れる
3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる
4. ほとんど聞えない
5. 聞えているのか判断不能

2-1 移乗について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

2-2 移動について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

2-3 えん下について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる
2. 見守り等
3. できない

2-4 食事摂取について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

2-5 排尿について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

2-6 排便について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

2-7 口腔清潔くわくせいせつについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助

2-8 洗顔について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助

2-9 整髪について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助

2-10 上衣の着脱について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

2-11 ズボン等の着脱について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |             |         |         |        |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-12 外出頻度について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 週1回以上 | 2. 月1回以上 | 3. 月1回未満 |
|----------|----------|----------|

3-1 意思の伝達について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |                      |
|----------------------|
| 1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる |
| 2. ときどき伝達できる         |
| 3. ほとんど伝達できない        |
| 4. できない              |

3-2 毎日の日課を理解することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください

- |        |         |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-3 生年月日や年齢を言うことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |        |         |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-4 短期記憶(面接調査の直前に何をしていたか思い出す)について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |        |         |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-5 自分の名前を言うことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |        |         |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-6 今の季節を理解することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |        |         |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-7 場所の理解(自分がいる場所を答える)について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |        |         |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-8 徘徊<sup>徘徊</sup>について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

3-9 外出すると戻れないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-1 物を盗られたなどと被害的になることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-2 作話をする事について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

---

4-3 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-4 昼夜の逆転について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-5 しつこく同じ話をする事について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-6 大声をだすことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-7 介護に抵抗することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-8 「家に帰る」等と言い落ち着きがないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-9 一人で外に出たがり目が離せないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-10 いろいろなものを集めたり、無断でもってくる事について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-11 物を壊したり、衣類を破いたりすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-12 ひどい物忘れについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-13 意味もなく独り言や独り笑いをすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-14 自分勝手に行動することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-15 話がまとまらず、会話にならないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |       |           |       |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

5-1 薬の内服について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- |             |         |        |
|-------------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 一部介助 | 3. 全介助 |
|-------------|---------|--------|
-

5-2 金銭の管理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない	2. 一部介助	3. 全介助
-------------	---------	--------

5-3 日常の意思決定について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる(特別な場合でもできる)	2. 特別な場合を除いてできる	3. 日常的に困難	4. できない
--------------------	-----------------	-----------	---------

5-4 集団への不適応について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない	2. ときどきある	3. ある
-------	-----------	-------

5-5 買い物について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
-------------	---------	---------	--------

5-6 簡単な調理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
-------------	---------	---------	--------

6 過去14日間に受けた医療について、あてはまる番号全てに○印をつけてください。

(複数回答可)

<u>処置内容</u>	1. 点滴の管理	2. 中心静脈栄養	3. 透析	4. ストーマ(人工肛門)の処置
	5. 酸素療法	6. レスピレーター(人工呼吸器)	7. 気管切開の処置	
	8. 疼痛の看護	9. 経管栄養		
<u>特別な対応</u>	10. モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)	11. じょくそうの処置		
	12. カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)			

7 日常生活自立度について、各々該当するものに一つだけ○印をつけてください。

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2
認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M

認定調査票(特記事項)

1 身体機能・起居動作に関連する項目についての特記事項

1—1麻痺等の有無, 1—2拘縮の有無, 1—3寝返り, 1—4起き上がり, 1—5座位保持, 1—6両足での立位, 1—7歩行, 1—8立ち上がり, 1—9片足での立位, 1—10洗身, 1—11つめ切り, 1—12視力, 1—13聴力

( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....

2 生活機能に関連する項目についての特記事項

2—1移乗, 2—2移動, 2—3えん下, 2—4食事摂取, 2—5排尿, 2—6排便, 2—7口腔清潔, 2—8洗顔, 2—9整髪, 2—10上衣の着脱, 2—11ズボン等の着脱, 2—12外出頻度

( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....

3 認知機能に関連する項目についての特記事項

3—1意思の伝達, 3—2毎日の日課を理解, 3—3生年月日を言う, 3—4短期記憶, 3—5自分の名前を言う, 3—6今の季節を理解, 3—7場所の理解, 3—8徘徊, 3—9外出して戻れない

( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....

4 精神・行動障害に関連する項目についての特記事項

4—1被害的, 4—2作話, 4—3感情が不安定, 4—4昼夜逆転, 4—5同じ話をする, 4—6大声を出す, 4—7介護に抵抗, 4—8落ち着きなし, 4—9一人で出たがる, 4—10収集癖, 4—11物や衣類を壊す, 4—12ひどい物忘れ, 4—13独り言・独り笑い, 4—14自分勝手に行動する, 4—15話がまとまらない

( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....

5 社会生活への適応に関連する項目についての特記事項

5—1薬の内服, 5—2金銭の管理, 5—3日常の意思決定, 5—4集団への不適応, 5—5買い物, 5—6簡単な調理

( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....

6 特別な医療についての特記事項

6特別な医療

( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....

7 日常生活自立度に関連する項目についての特記事項

7—1障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度), 7—2認知症高齢者の日常生活自立度

( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....  
( )  
.....

※ 本用紙に収まらない場合は、適宜用紙を追加して下さい



（介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付の一部改正）  
第九條 介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付（平成十二年厚生省告示第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
一〇九（略）	一〇九（略）	十 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）に係る介護の給付	一〇九（略）	十 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）、指定介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）に係る介護の給付	

（生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部改正）  
第十條 生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬（平成十二年厚生省告示第二百十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
一〇五（略） 第十四条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。 七〇一（略）	一〇五（略） （新設） 六〇一（略）	六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第十四条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。	一〇五（略） （新設） 六〇一（略）		

（独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正）  
第十一條 独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十七年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。 一 次に掲げる要件の全てに該当する有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）であること。 イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同法第二十九項に規定する介護医療院に隣接していること。 ロ・ハ（略） 二〇五（略）	独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。 一 次に掲げる要件の全てに該当する有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）であること。 イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設に隣接していること。 ロ・ハ（略） 二〇五（略）	独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。 一 次に掲げる要件の全てに該当する有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）であること。 イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同法第二十九項に規定する介護医療院に隣接していること。	独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。 一 次に掲げる要件の全てに該当する有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）であること。 イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設に隣接していること。 ロ・ハ（略） 二〇五（略）		

（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）  
第十二條 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>別表</b> 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1～4 (略) 5 認知症対応型共同生活介護費 イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき) (1) 認知症対応型共同生活介護費(I) (一) 要介護1 759単位 (二) 要介護2 795単位 (三) 要介護3 818単位 (四) 要介護4 835単位 (五) 要介護5 852単位 (2) 認知症対応型共同生活介護費(II) (一) 要介護1 747単位 (二) 要介護2 782単位 (三) 要介護3 806単位 (四) 要介護4 822単位 (五) 要介護5 838単位 ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき) (1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) (一) 要介護1 787単位 (二) 要介護2 823単位 (三) 要介護3 847単位 (四) 要介護4 863単位 (五) 要介護5 880単位 (2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) (一) 要介護1 775単位 (二) 要介護2 811単位 (三) 要介護3 835単位 (四) 要介護4 851単位 (五) 要介護5 867単位 注1～3 (略) 4 ロについて、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。 5～7 (略) ハ～ル (略) 6～8 (略)	<b>別表</b> 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1～4 (略) 5 認知症対応型共同生活介護費 イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき) (1) 認知症対応型共同生活介護費(I) (一) 要介護1 759単位 (二) 要介護2 795単位 (三) 要介護3 818単位 (四) 要介護4 835単位 (五) 要介護5 852単位 (2) 認知症対応型共同生活介護費(II) (一) 要介護1 747単位 (二) 要介護2 782単位 (三) 要介護3 806単位 (四) 要介護4 822単位 (五) 要介護5 838単位 ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき) (1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) (一) 要介護1 787単位 (二) 要介護2 823単位 (三) 要介護3 847単位 (四) 要介護4 863単位 (五) 要介護5 880単位 (2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) (一) 要介護1 775単位 (二) 要介護2 811単位 (三) 要介護3 835単位 (四) 要介護4 851単位 (五) 要介護5 867単位 注1～3 (略) 4 ロについて、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。 5～7 (略) ハ～ル (略) 6～8 (略)

(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十三条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百一十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<b>別表</b> 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～5 (略) 6 介護予防短期入所生活介護費(1日につき) イ 介護予防短期入所生活介護費 (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費 (一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I) a 要支援1 465単位 b 要支援2 577単位 (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II) a 要支援1 465単位 b 要支援2 577単位 (2) 併設型介護予防短期入所生活介護費 (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I) a 要支援1 437単位 b 要支援2 543単位 (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II) a 要支援1 437単位 b 要支援2 543単位 ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) a 要支援1 543単位 b 要支援2 660単位 (二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) a 要支援1 543単位 b 要支援2 660単位 (2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) a 要支援1 512単位 b 要支援2 636単位 (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) a 要支援1 512単位 b 要支援2 636単位 注1～7 (略)	<b>別表</b> 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～5 (略) 6 介護予防短期入所生活介護費(1日につき) イ 介護予防短期入所生活介護費 (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費 (一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I) a 要支援1 465単位 b 要支援2 577単位 (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II) a 要支援1 465単位 b 要支援2 577単位 (2) 併設型介護予防短期入所生活介護費 (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I) a 要支援1 437単位 b 要支援2 543単位 (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II) a 要支援1 437単位 b 要支援2 543単位 ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) a 要支援1 543単位 b 要支援2 660単位 (二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) a 要支援1 543単位 b 要支援2 660単位 (2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) a 要支援1 512単位 b 要支援2 636単位 (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) a 要支援1 512単位 b 要支援2 636単位 注1～7 (略)

8 医師が、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

9～13 （略）

ハ～ヘ （略）

7～9 （略）

8 医師が、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

9～13 （略）

ハ～ヘ （略）

7～9 （略）

（指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十四条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><b>別表</b></p> <p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位</p> <p>(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 743単位</p> <p>ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位</p> <p>(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 771単位</p> <p>注1～3 （略）</p> <p>4 ロについて、医師が、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>ハ～ヌ （略）</p>	<p><b>別表</b></p> <p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位</p> <p>(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 743単位</p> <p>ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位</p> <p>(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 771単位</p> <p>注1～3 （略）</p> <p>4 ロについて、医師が、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>ハ～ヌ （略）</p>

（介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第十五条 介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第百六十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
区分	科 目	時間数	備 考	区分	科 目	時間数	備 考
講義	介護保険制度の理解に関する講義	一時間		講義	介護保険制度の理解に関する講義	一時間	
	介護サービスの基礎的知識に関する講義	二時間			介護サービスの基礎的知識に関する講義	二時間	
	介護サービス情報の公表制度の理念に関する講義	一時間			介護サービス情報の公表制度の理念に関する講義	一時間	

演習	介護サービス情報の公表制度の内容に関する講義	一時間	
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十七第一項に規定する調査員の心得に関する講義	三十分		
介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義	二時間	介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスの種類ごとに行うこと	
介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の理解に関する講義	一時間		
介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の演習	三時間		

注1 (略)

2 右記研修の内容のうち、介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義に関しては、次の各号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。また、第一号、第六号、第八号及び第十一号の各号において、それぞれ当該各号内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、第九号及び第十号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。

一 訪問介護、夜間対応型訪問介護

二～五 (略)

六 通所介護、地域密着型通所介護、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三十八条に規定する指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

七～十一 (略)

十二 介護老人保健施設、介護医療院、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という)第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二條の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

十三 介護療養型医療施設、施行規則第十四条第三号又は第四号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二條の十四第三号又は第四号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

演習	介護サービス情報の公表制度の内容に関する講義	一時間	
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十七第一項に規定する調査員の心得に関する講義	三十分		
介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義	二時間	介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスの種類ごとに行うこと	
介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の理解に関する講義	一時間		
介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の演習	三時間		

注1 (略)

2 右記研修の内容のうち、介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義に関しては、次の各号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。また、第一号、第六号、第八号及び第十一号の各号において、それぞれ当該各号内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、第九号及び第十号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。

一 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護

二～五 (略)

六 通所介護、地域密着型通所介護、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三十八条に規定する指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

七～十一 (略)

十二 介護老人保健施設、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という)第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二條の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

十三 介護療養型医療施設、施行規則第十四条第二号又は第三号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二條の十四第二号又は第三号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

第十六条 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部改正)  
 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省令第五百四十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）

イ サービス管理責任者は、(1)から(5)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）

イ サービス管理責任者は、(1)から(5)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(一) a及びbの期間が通算して五年以上である者、cの期間が通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して三年以上かつdの期間が通算して三年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。

a i からivまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) a及びbの期間が通算して五年以上である者、cの期間が通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して三年以上かつdの期間が通算して三年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。

a i からivまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

i・ii (略)

i・ii (略)

iii 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同法第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同法第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法第一百五十四条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

iii 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同法第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第一百五十四条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

iv v vi (略)

iv v vi (略)

b i から v までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第五項に規定する事業実施区域内にある i、iii 若しくは iv に規定する施設、ii に規定する事業を行う場所又は v に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ii s v (略)

c・d (略)

(二) (略)

(2) s (5) (略)

ロ s ト (略)

二・三 (略)

b i から v までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第五項に規定する事業実施区域内にある i、iii 若しくは iv に規定する施設、ii に規定する事業を行う場所又は v に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ii s v (略)

c・d (略)

(二) (略)

(2) s (5) (略)

ロ s ト (略)

二・三 (略)

（厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務の一部改正）

第十七条 厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務（平成十九年厚生労働省告示第九十二号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

（傍線部分は改正部分）

（法第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であつて、次の要件に該当するものとする。

一 s 三 (略)

四 当該業務を行うことにより、当該社会医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。

五 (略)

（収益業務の種類）

第二条 収益業務の種類は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

一 農業、林業

二 漁業

（法第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であつて、次の要件に該当するものとする。

一 s 三 (略)

四 当該業務を行うことにより、当該社会医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。

五 (略)

（収益業務の種類）

第二条 収益業務の種類は、日本標準産業分類（平成十四年総務省告示第三百三十九号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

一 農業

二 林業

<p>三 製造業</p> <p>四 情報通信業</p> <p>五 運輸業、郵便業</p> <p>六 卸売業、小売業</p> <p>七 不動産業、物品賃貸業（建物売買業、土地売買業を除く。）</p> <p>八 学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>九 宿泊業、飲食サービス業</p> <p>十 生活関連サービス業、娯楽業</p> <p>十一 （略）</p> <p>十二 医療、福祉（病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係るもの及び医療法第四十二条各号に掲げるものを除く。）</p> <p>十三・十四 （略）</p>	<p>三 漁業</p> <p>四 製造業</p> <p>五 情報通信業</p> <p>六 運輸業</p> <p>七 卸売・小売業</p> <p>八 不動産業（建物売買業、土地売買業を除く。）</p> <p>九 飲食店・宿泊業</p> <p>十 医療、福祉（病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第四十二条各号に掲げるものを除く。）</p> <p>十一 （略）</p> <p>十二・十三 （略）</p>
---	---

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部改正）

第十八条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十年厚生労働省告示第七十八号）の部を次の表のように改正する。

<p>改 正 後</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十九項に規定する介護医療院</p> <p>二 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第二条に規定する軽費老人ホームA型及び軽費老人ホームB型を除く。）</p> <p>三 介護保険法第八十八条第二十八項に規定する介護老人保健施設</p> <p>四 十 （略）</p> <p>十一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条の規定により登録されている賃貸住宅</p>	<p>改 正 前</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（身体の機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものが入所する施設として厚生労働大臣が定めるものに限る。）</p> <p>二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設</p> <p>三 九 （略）</p> <p>（新設）</p>
--	--

（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部改正）

第十九条 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次の表のように改正する。

<p>改 正 後</p> <p>別表第一</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生</p>	<p>改 正 前</p> <p>別表第一</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生</p>
--	--

（傍線部分は改正部分）



活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五（略）

別表第三

一～三（略）

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

別表第四

一～三（略）

四 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院

活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設

五（略）

別表第三

一～三（略）

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第二号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設

別表第四

一～三（略）

四 介護保険法に規定する介護老人保健施設

（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部改正）  
第二十条 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

別表第一

一～三（略）

四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生

改 正 前

別表第一

一～三（略）

四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生

（傍線部分は改正部分）

活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五（略）

別表第三

一～三（略）

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

別表第四

一～三（略）

四 介護保険法に規定する介護老人保健施設

五（略）

（指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの一部改正）  
第二十一条 指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。

イ（略）

活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設

五（略）

別表第三

一～三（略）

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設

別表第四

一～三（略）

四 介護保険法に規定する介護老人保健施設

五（略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 前

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。

イ（略）

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間  
 (一)・(二) (略)  
 (三) 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条  
 第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭  
 和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」  
 という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福  
 祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する  
 救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）  
 第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び  
 同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ず  
 る施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する  
 もの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うため  
 に必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二  
 十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に  
 規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に  
 係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設（設備及び運営に関する基準（昭和二十  
 三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法  
 の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第  
 百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設（設備及び運営に関する基準（平成十  
 二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉  
 主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営む  
 のに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその  
 介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期  
 間

(一) 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病  
 院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号  
 に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(二)・(三) (略)

二(一)ト (略)

二 (略)

(指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの)の一部改正  
 第二十二条 指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事 業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に 基づき、指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲 げる要件を満たす者とする。	

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間  
 (一)・(二) (略)  
 (三) 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条  
 第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭  
 和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」  
 という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福  
 祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する  
 救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）  
 第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）その  
 他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する  
 もの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うため  
 に必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二  
 十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に  
 規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に  
 係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設（設備及び運営に関する基準（昭和二十  
 三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法  
 の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第  
 百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設（設備及び運営に関する基準（平成十  
 二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉  
 主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営む  
 のに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその  
 介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期  
 間

(一) 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所  
 の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療  
 養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(二)・(三) (略)

二(一)ト (略)

二 (略)

(指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの)の一部を次の表のように改正する。

改	正	前
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事 業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に 基づき、指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲 げる要件を満たす者とする。	

(傍線部分は改正部分)

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。

イ (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七十一条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間

(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(二) (略)

(三) (略)

(四) (略)

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。

イ (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七十一条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間

(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(二) (略)

(三) (略)

(四) (略)

第二十三条 指定計画相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(一部改正)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれかに該当するものであること。

イ (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) (略)

(二) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)、及び同条第二十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」という。その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)、児童福祉施設(設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設(設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。))が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(以下「介護等の業務」という。)に従事した期間

(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(二) (略)

(三) (略)

(四) (略)

改 正 前

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれかに該当するものであること。

イ (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) (略)

(二) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)、児童福祉施設(設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設(設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。))が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(以下「介護等の業務」という。)に従事した期間

(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(二) (略)

(三) (略)

(四) (略)

第二十四條 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正

改 正 後

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は一及び二に定める要件を満たす者とする。

一 イ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が十年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者並びにイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつハの期間が通過して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。

イ (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四十条第一項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

(1)・(2) (略)

(3) 障害児入所施設、児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（以下「乳児院」という。）、同法第四十一条に規定する児童養護施設（以下「児童養護施設」という。）、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設（以下「児童心理治療施設」という。）、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「児童自立支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第五十一条に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六十一条に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、及び同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）、介護保険法（平成九年法律第二十三号）第八十二条第八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(4)・(6) (略)

ロ (1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害

改 正 前

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は一及び二に定める要件を満たす者とする。

一 イ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が十年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者並びにイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつハの期間が通過して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。

イ (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四十条第一項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

(1)・(2) (略)

(3) 障害児入所施設、児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（以下「乳児院」という。）、同法第四十一条に規定する児童養護施設（以下「児童養護施設」という。）、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設（以下「児童心理治療施設」という。）、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「児童自立支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第五十一条に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六十一条に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、及び同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）、介護保険法（平成九年法律第二十三号）第八十二条第八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(4)・(6) (略)

ロ (1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害

(傍線部分は改正部分)

者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1) 障害児入所施設、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第四十条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）その他これらに準ずる施設の従業者

(2) (5) (略)

ハ 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設に従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

二 (略)

ホ 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者でない者が、直接支援の業務に従事した期間

二六 (略)

者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1) 障害児入所施設、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第四十条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）その他これらに準ずる施設の従業者

(2) (5) (略)

ハ 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設に従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

二 (略)

ホ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者でない者が、直接支援の業務に従事した期間

二六 (略)

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の一部改正)

第二十五条 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成二十四年厚生労働省告示第四百三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

別表第三 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画

(1) (略)

改 正 前

別表第三 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画

(1) (略)

(2) 要介護高齢者			
目標	定期的な歯科検診・歯科医療の推進		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
①	介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院での定期的な歯科検診実施率の増加	(略)	(略)
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発(歯科疾患、医療・介護サービス、摂食・嚥下機能、口腔ケア等に関する知識)</li> <li>歯科保健指導の実施(家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等)</li> <li>要介護高齢者(介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院入所者以外の者を含む。)の歯科口腔保健状況に関する実態把握とこれに基づいた対策の実施</li> <li>その他</li> </ul>		

(2) 要介護高齢者			
目標	定期的な歯科検診・歯科医療の推進		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
①	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	(略)	(略)
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発(歯科疾患、医療・介護サービス、摂食・嚥下機能、口腔ケア等に関する知識)</li> <li>歯科保健指導の実施(家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等)</li> <li>要介護高齢者(介護老人福祉施設及び介護老人保健施設入所者以外の者を含む。)の歯科口腔保健状況に関する実態把握とこれに基づいた対策の実施</li> <li>その他</li> </ul>		

(看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づき看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部改正)

第二十六条 看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づき看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第五百七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第一	別表第一
一〇三(略)	一〇三(略)
四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。)を除く。)若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。)を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。)又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院	四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。)を除く。)若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。)を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。)又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設
別表第二	別表第二
一〇三(略)	一〇三(略)
四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、	四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、

(傍線部分は改正部分)



<p>介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院</p> <p>別表第四 一～三（略） 四 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院 五（略）</p>	<p>介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設</p> <p>別表第四 一～三（略） 四 介護保険法に規定する介護老人保健施設 五（略）</p>
--	---

第二十七條 介護保険法施行令附則第十八條の規定に基づき認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業（平成二十六年厚生労働省告示第二百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p> <p>介護保険法施行令附則第十八條の規定に基づき認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号、以下「法」という。）第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である被保険者に対する支援を行う事業で、次の(1)から(3)までに定めるもの</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>改 正 前</p> <p>介護保険法施行令附則第十八條の規定に基づき認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号、以下「法」という。）第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である被保険者に対する支援を行う事業で、次の(1)から(3)までに定めるもの</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>二（略）</p>
---	--

第二十八條 厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 訪問介護費における特定事業所加算の基準</p> <p>イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号、以下「法」という。）第五条の二第一項に規定する認知症をいう。）である者並びに社会福祉</p>	<p>改 正 前</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 訪問介護費における特定事業所加算の基準</p> <p>イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号、以下「法」という。）第五条の二に規定する認知症をいう。）である者並びに社会福祉士及び</p>
---	---

士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定訪問介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合が百分の二十以上であること。  
 ロ二（略）  
 四〇百二十九（略）

介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定訪問介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合が百分の二十以上であること。  
 ロ二（略）  
 四〇百二十九（略）

（厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正）

第二十九条 厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
一〇十三（略） 十四 指定短期入所療養介護の施設基準 イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 (1)・(2)（略） (3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 (一)（略） (二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、 <b>喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の高齢者（以下「認知症高齢者」という。）の占める割合が百分の二十以上であること。</b> (三)（略） (4)～(6)（略） ロ一ナ（略） 十五〇八十六（略）	一〇十三（略） 十四 指定短期入所療養介護の施設基準 イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 (1)・(2)（略） (3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 (一)（略） (二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、 <b>喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）の高齢者（以下「認知症高齢者」という。）の占める割合が百分の二十以上であること。</b> (三)（略） (4)～(6)（略） ロ一ナ（略） 十五〇八十六（略）

（介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の一部改正）

第三十条 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2 サービス事業 1～5（略） 6 単価 サービス事業のうち旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る第1号事業支給費の額（サービス単価）は、市町村において、国が定める額（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係る単価を踏まえた単価（以下「 <u>介護予防訪問介護等の単価</u> 」という。））を上限として、サービス事業の費用の額を定めることとしており、市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること等を踏まえ、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を定めることが必要である。	第2 サービス事業 1～5（略） 6 単価 サービス事業のうち旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る第1号事業支給費の額（サービス単価）は、市町村において、国が定める額（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係る単価（以下「 <u>介護予防訪問介護等の単価</u> 」）を上限として、サービス事業の費用の額を定めることとしており、市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること等を踏まえ、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を定めることが必要である。

また訪問型サービスAや通所型サービスAのうち指定事業者によるサービスに係る第1号事業支給費の額については、市町村において、介護予防訪問介護等の単価を踏まえた単価を下回る額を訪問型サービスA及び通所型サービスAそれぞれについてふさわしい単価を定めることとしており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ定めることが必要である。  
7～9 (略)

また訪問型サービスAや通所型サービスAのうち指定事業者によるサービスに係る第1号事業支給費の額については、市町村において、介護予防訪問介護等の単価を下回る額を訪問型サービスA及び通所型サービスAそれぞれについてふさわしい単価を定めることとしており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ定めることが必要である。  
7～9 (略)

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から適用する。

この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、前分の間、取り替えて使用することはない。

2 1